

令和 7 年度第 15 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 7 年 11 月 4 日
 担当部・課：桃生総合支所地域振興課〔内線 224〕
 産業部農林課〔内線 3553〕

① 件名

石巻市桃生高須賀定住センターの廃止について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

石巻市桃生高須賀定住センターは、昭和 58 年 6 月に高須賀地区定住促進の農業者等の育成を図ることを目的として設置された。

利用開始当初から地元自治会である高須賀部落連合会に管理委託し、指定管理者制度導入後も管理を行ってきたが、令和 7 年 9 月 26 日付けで高須賀部落連合会会长より、地元での利用がないことや、構成員の高齢化と施設の老朽化が進んでいることを理由に、現在の指定管理期間をもって指定管理を終了したい旨申し出があった。

【目的】

地域住民や利用団体との協議が調ったことから、石巻市桃生高須賀定住センターを廃止するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市桃生高須賀定住センター条例（平成 17 年条例第 211 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第 2 節 持続可能な行財政運営の推進

3 公共施設の維持管理経費を削減する

石巻市行財政改革推進プラン 2025

基本目標 3 業務の最適化と経費削減

10 公共施設等総合管理計画の推進

石巻市公共施設等総合管理計画

第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第 3 節 集会所・地域コミュニティ施設

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

昭和 58 年 6 月 公民館高須賀分館（旧中津山第一小学校高須賀分校）の老朽化のため、高須賀地区定住センターを設置

昭和 59 年 8 月 管理委託開始（委託先：桃生町高須賀部落連合会）

平成 17 年 4 月 市町村合併により石巻市桃生高須賀定住センターに名称変更

平成 26 年 4 月 指定管理開始（指定管理先：高須賀部落連合会）

令和 7 年 9 月 高須賀部落連合会会长より、現在の指定管理期間をもって指定管理を終了したい旨の申し出（指定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

10 月 定期的に利用している 5 団体に廃止予定の旨説明

⑤ 主な内容

石巻市桃生高須賀定住センターを廃止する。

廃止する施設の概要

名 称 石巻市桃生高須賀定住センター
所 在 地 石巻市桃生町高須賀字下畑 14番地 1
建物構造 鉄骨平屋建て
敷地面積 4,870.86 m²
延床面積 489.8 m²
設置年度 昭和58年度

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

維持管理費の削減が図られる。
350千円（令和7年度指定管理料）（財源：一般財源）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市桃生高須賀定住センター条例の廃止について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）
令和8年 4月 石巻市桃生高須賀定住センター廃止

⑨ その他

廃止後の施設の対応については今後検討する。